

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和6年1月受付分）

【金銭寄付】

<故人が生前お世話になったため>

○三室 節子様（東陵町）	50,000円	○杉本 倉造様（端野町）	20,000円
○関谷 キミエ様（常呂町）	50,000円	○井上 代志子様（留辺蘂町）	30,000円
○設楽 重敏様（留辺蘂町）	30,000円	○本田 久美子様（留辺蘂町）	10,000円
○宇野 忍様（留辺蘂町）	10,000円	○野口 美香様（留辺蘂町）	20,000円
○林 昭一様（留辺蘂町）	10,000円		

<会館利用者としてお礼の気持ちを福祉推進のために>

○踊りクラブすみれ様（三住町）	10,000円
-----------------	---------